

京都大学情報環境機構規程

(趣旨)

第一条 この規程は、国立大学法人京都大学の組織に関する規程（平成十六年達示第一号）第四十七条の五の規定に基づき、京都大学情報環境機構（以下「機構」という。）に関し必要な事項を定める。

(業務)

第二条 機構は、情報基盤の充実及びこれに基づく情報環境の整備等を推進するための全学組織として、京都大学（以下「本学」という。）における教育、研究及び運営に係る活動を支えるため、次の各号に掲げる業務を行う。

- 一 全学の情報基盤に関する企画、整備、管理及び運用
- 二 情報基盤に基づく多様な利用サービスの提供及びそのための高度かつ安全な情報環境の構築及び提供
- 三 高度な情報技術、情報活用能力を備えた人材の育成

2 情報環境部は、機構において前項各号に掲げる業務の実施に当たる。

3 学術情報メディアセンター（以下「センター」という。）は、センターにおける研究開発の成果に基づき、機構において第一項各号に掲げる業務の支援を行う。

(機構長)

第三条 機構に、機構長を置く。

2 機構長は、本学の専任教授のうちから、総長が指名する。

3 機構長の任期は、二年とし、再任を妨げない。

4 機構長は、機構の所務を掌理する。

5 機構長は、本学の情報基盤の充実等について、担当の理事を補佐し、適切な助言を行う。

(情報環境整備委員会)

第四条 機構に、機構の業務に関する重要事項について審議するため、情報環境整備委員会（以下「整備委員会」という。）を置く。

第五条 整備委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。

一 機構長

二 センター長

三 部局長 若干名

四 附属図書館長

五 総合博物館長

六 情報環境部長

七 センターの教授 若干名

八 その他機構長が必要と認めた者 若干名

2 前項第三号、第七号及び第八号の委員は、機構長が委嘱する。

3 第一項第三号、第七号及び第八号の委員の任期は、二年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第六条 機構長は、整備委員会を招集し、議長となる。

第七条 整備委員会は、委員（海外渡航中の者を除く。）の過半数が出席しなければ、開くことができない。

2 整備委員会の議事は、出席委員の過半数で決する。

2 整備委員会は、必要に応じて専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会の委員は、整備委員会の議に基づき機構長が委嘱する。

第九条 前三条に定めるもののほか、整備委員会の運営に関し必要な事項は、整備委員会が定める。

(運営委員会)

第十条 機構に、その運営に関する事項について機構長の諮問に応ずるため、運営委員会を置く。

2 運営委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、運営委員会が定める。

(機構に関する事務)

第十一条 機構に関する事務は、情報環境部において行う。

(内部組織に関する委任)

第十二条 この規程に定めるもののほか、機構の内部組織については、機構長が定める。

(雑則)

第十三条 この規程に定めるもののほか、本学の情報環境の整備等に関し必要な事項は、整備委員会の議を経て機構長が定める。

附則

1 この規程は、平成十七年四月一日から施行する。

2 この規程の施行後最初に委嘱する機構長の任期は、第三条第三項の規定にかかわらず、総長が定めるものとする。

3 次に掲げる要項は、廃止する。

一 京都大学学術情報システム整備委員会要項(昭和五十九年九月十一日総長裁定制定)

二 京都大学学術情報ネットワーク機構要項(平成二年二月二十七日総長裁定制定)